

東京YMC A国際ホテル専門学校

2023 年度

学業評価とその基準



2023 年度学業評価とその基準

1. 本校の目的

本校は学校教育法に基づき、ホテルならびに各種観光事業に従事しようとする青年男女に、キリスト教精神に基づく人間教育をほどこし、必要な知識・技術を授け、国際的奉仕をなし得る有能な実務家を養成することを目的とする。

2. 設置学科

課程	科名	修業年限
ホテル・観光専門課程	ホテル科	2年

3. 入学資格

本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) ホテル・観光専門課程ホテル科は、高等学校を卒業した者、もしくはこれと同等の学力があると認められた者とする。
- (2) ホテル・観光専門課程ホテル旅館経営学科は、短大または大学を卒業した者、ホテル科及び観光科を修了した者、もしくは高等学校卒業後ホテル、観光事業に従事し、2年以上の経験を有する者とする。

4. 学期

学年を分けて、次の3学期とする。

- 第1学期 4月上旬から7月上旬まで
第2学期 9月上旬から12月上旬まで
第3学期 1月上旬から2月中旬まで

5. 休業

本校の休業日は、次のとおりとする。

ただし、休業日にも学校行事をおこなうことがある。(学事予定を参照のこと)

- 土曜日、日曜日
- 国の定める祝日(含、振替休日)
- クリスマス休館 12月25日
- 夏季休業 7月上旬から8月下旬まで
- 冬季休業 12月上旬から1月上旬まで
- 春季休業 2月下旬から3月下旬まで
- その他の臨時休業は、
- 前項の規定にかかわらず校長は臨時に休業日を定めることができる

6. 授業科目

授業科目は、教養科目、専門科目、実習科目、および選択科目、必修と選択の科目を設ける。

7. 学業評価

本校のカリキュラムは全て単位制で行う。

ア. 成績

成績は以下の点から評価する。(配点割合は教科、講師により異なる)

1. 期末試験の成績
2. 平常点
 - a. 出席状況
 - b. 中間テスト・授業内小テスト
 - c. レポート・宿題
 - d. 学習態度

イ. 履修単位

授業教科

GRADE	定義
A	及第かつ特に優秀である
B	及第かつ優秀である
C	及第かつ普通である
P	及第である(実習、研修、教科外単位など)
F	落第

ウ. 出席

出席・欠席数は各科目別に記録され、該当科目の成績に反映される。各授業を 4/12 回以上欠席の場合は F とする。遅刻は欠席とみなす。

8. 講習会・見学・実務演習

休業期間や土曜日等を利用して補講、講習会、または見学を行うことがある。日時及び内容は、その都度これを定める。

9. 体験実習

ホテル科には、次の通り実習を課す。

ホテル科 24週間

10. 休学・退学

疾病、その他やむを得ない事由によって、10日以上休学する場合は、その事由を記し、診断書を添えて校長の許可を受けなければならない。また、復学しようとする場合は、届けて復学することができる。退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。必ず連絡をすること。

1 1. 賞罰

成績優秀にして、他の模範となる者は、褒賞することがある。また、本校学生としての本分に反する行為があったときには懲戒する。懲戒は、始末書・謹慎・停学とする。

また、次の各号の一に該当する学生には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の規則を守らず秩序を乱した者
- (5) 試験において不正行為を行った者
- (6) 始末書提出の多い者
- (7) 公序良俗に反する行為を行った者
- (8) 期日までに学費が納入されない者

1 2. 卒業

卒業は、卒業審議会を経て決定する。ただし、卒業の基準は、与えられた必修科目を全て履修し、規定の単位数以上履修することとする。必修科目必要単位数については1単位でも未履修があるか、合計で必要単位数に達しない場合は翌年度に再履修をしなければならない。満了した日を含む学期末にて卒業を認定する。

<卒業条件>

① 必修科目について * 下記の単位数全てを履修すること

ホテル科	教養科目	13 単位
	専門科目	24 単位
	実習	19 単位

全科目C以上またはPであること。

Fの場合には、指定された科目を再履修し、C以上の成績を修めること。

② 選択科目について * 下記の単位数(以上)を履修すること

ホテル科	15 単位以上
------	---------

授業外単位、規定以上の専門科目も選択科目単位数に算入する。

③ 総履修単位数について

ホテル科	71 単位以上
------	---------

1 3. 教科外単位

授業以外の単位で学校が認定するものについては、下記の通りとする。

認定は、申請により行う。

- ① ボランティア活動
- ② 在学中の資格取得
- ③ その他校長が認めた場合

1 4. 称号の認定

2年課程(ホテル科)を修了した者には、文部科学省の定めるところによる「専門士」の称号が授与される。